

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

厚生年金保険関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600227 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600254 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 18 日から昭和 54 年 8 月 1 日まで
② 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 10 月 22 日まで

A 社に勤務していた請求期間①及び B 社に勤務していた期間のうちの請求期間②について厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間①及び②を正しい年金記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者の A 社における雇用保険の加入記録は確認できず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間①当時の事業主からの回答も得られず、同社の後継会社（C 社と合併）の事業主で、請求期間①の後に A 社の事業主となっている者は、同社解散時の社会保険に関する資料は引き継いでいない旨回答していることから、請求期間①における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①における給与明細書等を保有していない上、請求者に対して複数回連絡を求めたが連絡がなく、照会文書を送付したが回答が得られなかつたため、請求期間①に係る従業員照会等を行うことができないことから、請求期間①における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社において、請求期間①に厚生年金保険被保険者資格を有する 8 人について雇用保険の加入状況を確認したところ、8 人全員について加入記録が確認できる上、7 人については厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間が符合していることから、同社は、請求期間①において、従業員を厚生年金保険に加入させる場合は雇用保険にも加入させる取扱いであったことがうか

がえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はないことが確認できる。

請求期間②について、請求者のB社における雇用保険の加入記録は確認できず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間②当時の事業主からの回答も得られず、請求期間②当時の同社の取締役であり、その後、同社の事業主となっている者は、当時のこととは憶えておらず、資料もない旨回答していることから、請求期間②における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②における給与明細書等を保有していない上、請求者に対して複数回連絡を求めたが連絡がなく、照会文書を送付したが回答が得られなかつたため、請求期間②に係る従業員照会等を行うことができないことから、請求期間②における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 1600352 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第 1600255 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 1 月 26 日から同年 12 月 25 日まで

請求期間も A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が昭和 50 年 1 月 26 日と記録されている。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたと主張しているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者は昭和 50 年 1 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該資格喪失に係る届出の受付年月日は同年 2 月 3 日と記録されており、遅延訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、A 社の事業主は、請求者の請求期間における勤務実態、請求者に係る届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨陳述している上、事業主が記憶する請求期間当時の経理事務担当者は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる者うち、連絡先が判明した複数の者に照会したもの、請求者の請求期間に係る勤務を確認することができない。

加えて、事業主が請求期間当時経理担当だったと記憶する者は、上記被保険者名簿により請求期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、請求者はこの者を知らない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600523 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600256 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録では、A 社の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和 55 年 12 月 1 日となっているが、それより前の同年 4 月 1 日から勤務しており、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者の資格取得年月日は昭和 55 年 12 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致しているが、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者及び請求期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社の事業主は、請求期間当時の資料はなく、請求者に係る届出及び保険料控除について不明と回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、上記回答のあった同僚も、A 社における給与明細書を保有していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。